

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、都市環境の中の水環境を構成する河川・海域等、公共用水域の水質改善を図るため、「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「市条例」という。)、「下水道法」等に基づく工場・事業場(以下「工場等」という。)の排水規制、総量規制、事故時の措置等により、公共用水域に排出される排水の監視、指導等の対策を推進しています。

また、よりよい快適環境の保全と創造をめざし、総合的な河川の水質浄化により、安全で快適な河川の水質浄化を創出し次世代に継承していくため、「川崎市河川水質管理計画」を1993(平成5)年3月に策定し、環境目標値を定め、水質浄化対策、流量対策等を実施してきました。さらに、地下水が生態系の基盤をなす水循環の重要な一構成要素であるという認識に立ち、地下水保全対策を推進するため、「川崎市地下水保全計画」を2002(平成14)年7月に策定し、環境実態の把握、地下水かん養機能の保全等の取組を実施してきました。これらの対策により、河川の水質が改善傾向にある等、一定の成果が得られています。

一方、首都圏の中心部に位置する地理的条件等により、近年、人口の流入が続き、宅地化等土地利用状況の変化に伴い、健全な水循環が損なわれつつあります。健全な水循環が損なわれることにより、湧水や平常時河川流量等、適切な水量の確保が懸念され、水量の減少は、河川、地下水等の水質の悪化や水生生物の生息生育環境、水辺地の減少につながります。良好な水環境を実現するためには、健全な水循環を確保するための取組が必要です。

これまでは、河川、地下水等をそれぞれの場の視点で捉え、水質改善の施策を重点的に進めてきました。良好な水環境とは、水質の改善、水量の確保だけで達成されるものではなく、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地等の要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。このため、更なる水環境の改善を図るためには、河川、地下水、海域等の水環境を一体として捉えるとともに、水環境を構成する要素を総合的に捉えた計画的な施策の推進が必要です。

これらの背景の下、本市では、川崎市環境審議会に「今後の水環境保全のあり方について」を2011(平成23)年7月に諮問し、4つの構成要素を総合的に捉えた計画的な施策の推進、雨水浸透能力の回復等、健全な水循環の確保に向けた様々な取組の推進の2つを柱とする答申を2012(平成24)年2月に得ました。この答申を踏まえ、総合的に水環境の保全を推進する水環境保全計画を策定し、人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境の実現をめざします。

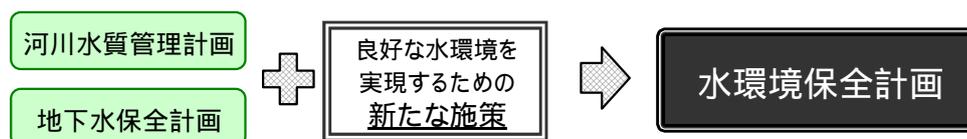


図1-1 新計画と既存計画との関係

2 計画の基本事項

本計画は、まず、本市の水環境の現状を把握し、課題を整理するとともに、良好な水環境保全に向けた水環境像を掲げ、水環境を構成する4つの要素ごとに目標を定めて、これらの目標を達成するための体系を構築します。

また、水環境の保全には、市民・事業者・行政の協働による取組が必要であることから、それぞれの役割や取組を掲げます。

さらに、取組の成果が分かりやすい評価システムを、市民・事業者・行政が一体となって構築していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、川崎市環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、本市がめざす水環境保全の姿を具体的に示すとともに、その実現に向けて市が行う施策の方向性と市民・事業者・行政の協働により推進する取組を示しています。また、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(2005(平成17)年3月策定)で掲げる7つの基本政策のうちの「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中、水環境の保全に向けた取組として位置づけられるものであり、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画(2011(平成23)年3月全面改定)の「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を踏まえています。

さらに、本市の自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」をめざした「緑の基本計画」、多摩川の利活用を総合的に捉え、より総合的な施策展開をめざす「多摩川プラン」、総合的に地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギー等々の利用やヒートアイランド対策の推進等を基本施策とした「地球温暖化対策推進基本計画」等、本計画に関連する他の計画や施策、環境配慮指針等との調整を行いました。

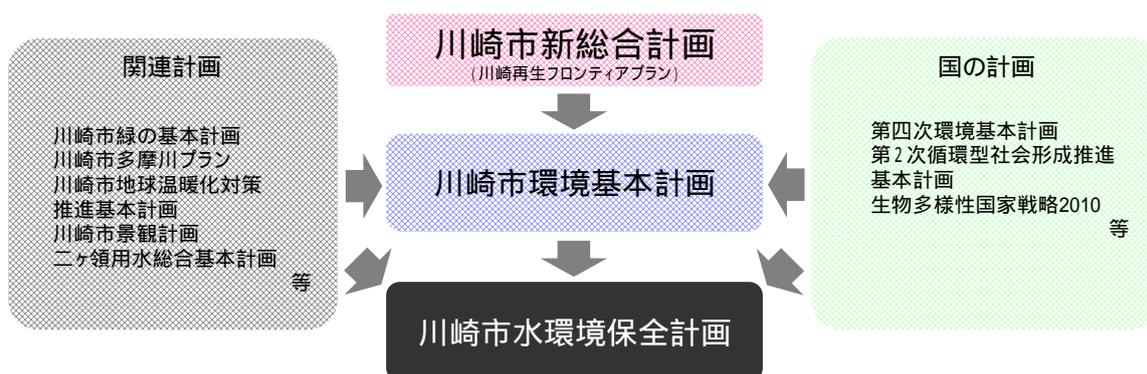


図1 - 2 関連計画等との関係

4 計画の構成

本計画は、総合的に良好な水環境の保全を推進するための考え方、目標、施策の方向、主な施策等を定めます。

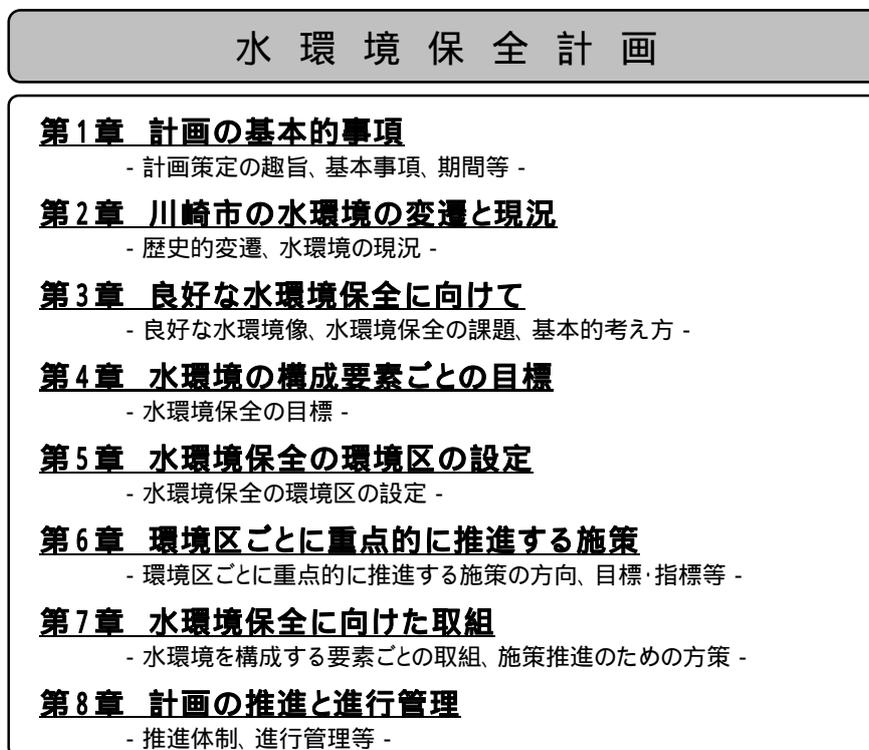


図1 - 3 計画の構成

5 計画の期間

本計画は、2012(平成 24)年度から、環境基本計画の期間である 2020(平成 32)年度までとします。なお、目標の達成状況や、水環境問題・水環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。